

国庫補助金

① 合併準備補助金

市町村建設計画の作成やその準備などに必要な経費に対し、補助金が交付されます。

② 合併市町村補助金

合併に伴い、市町村建設計画に位置付けられた事業に対し、補助金が交付されます。

地方交付税

① 普通交付税

普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

合併後10年間は、合併しなかった場合の普通交付税額が全額保障されます。さらに、その後の5年間は、段階的に本来の交付税額に減額されていきます。

② 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併後の基本構想などの策定や改訂、電算システムの統一、ネットワークの整備など、行政の一体化に要する経費などが普通交付税に上乘せされます。

③ 特別交付税

合併準備経費

合併協議会への負担金や合併に向けての啓発事業などの合併準備経費について、5年を限度として交付されます。

④ 合併移行経費

合併する市町村が、速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一などの経費を対象として交付されます。

⑤ 合併格差是正

合併を機に行うコミュニティー施設整備をはじめ、公共料金や公債費負担の格差是正など、合併後の需用に対し3年を限度として交付されます。

特別地方債(合併特例債)

① 合併市町村の建設事業

合併後10年間に限り、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費の借り入れに充当することができ(充当率：95%)、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

② 合併市町村振興のための基金造成

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成を目的とする基金造成のための借り入れに充当することができ(充当率：95%)、元利償還金の70%を普通交付税で措置されます。

すべての住民が納得できる合併の論議を

今号では、合併特例法のあらましをお知らせしましたが、合併を論議するに当たっては、何よりも私たちの現在の現状や課題、そして関係する市町村のまちの姿や現状を理解することが必要です。

それぞれのまちの住民が「自分たちのまちの将来はどうあるべきなのか」「自分たちが望むまちの姿は何なのか」「ふれあい豊かで活力あるまちを次代に引き継ぐためにはどうあるべきか」などの議論を深め、すべての住民が納得した上で誤りのない結論を導き出すことが最も大切なことではないでしょうか。

さらに、現在進められている国の合併促進にかかわる財政支援措置の中身についても、地方自治の視点から検討を進める必要があります。

合併特例法による財政支援措置は、合併の際に発生する特別な行政需要に対応するためのものであり、通常行われている行政サービスや都市基盤整備の促進にはつながらないという指摘があります。

また、特例期間の終了後には、大幅な地方交付税の削減が想定されるとも言われています。

これらの課題については、市民のみ皆さんの参画のもと、真剣に検討していかねばならないことでしょう。

予想される厳しい環境

一方、市町村合併を、市民論議を経ずして見過ごしたとらはどうなるのでしょうか。

この場合も極めて厳しい状況が予想されます。

バブル崩壊後の長引く景気低迷に伴い、国・地方ともた多くの債務を抱えるなど極めて厳しい状況にあります。

現在進められている国の構造改革では、地方自治体の根幹的な収入である地方交付税の削減が盛り込まれ、地方財政は重大な局面に立たされています。

加えて、少子・高齢時代が到来し、日本の将来人口は、西暦2006年の1億2千800万人をピークに減少に転じ、2100年には、ほぼ半分の人口になると言われる中、地方都市の過疎化に

一層拍車がかかっています。

このままでは、新たな投資はもろろんのこと、年とともに老朽化が進む公共施設の適切な維持管理や地域で支えあう福祉、防災、教育など、住民生活に密接に関わる行政課題の解決も、満足のいく状況にならないことが想定されます。

この傾向は、今後ますます強まることで予想され、小さな自治体がこれまどどおり独立して自治体経営ができるのか危ぶまれています。

合併論議の基本となる情報を提供していきます

市としては、市町村合併について、市民のみ皆さんの論議を深めていただくために、今後も広報紙などを通じてさまざまな情報を提供していきます。

また、関係市町村と連携して、それぞれのまちの現状や課題が明らかになる資料の作成に努め、可能なものから順次紹介していく予定です。

市民のみなさんからも、合併論議を深めるために、どんな資料や情報が必要なのか、お気軽にご意見をお寄せください。

市町村合併に関するお問い合わせ

企画課

☎ 1122

FAX 1108

Eメール:kikaku@city.noboribetsu.hokkaido.jp